

防府市自動車運転免許取得等助成事業実施要綱

平成28年4月1日制定

(目的)

第1条 この要綱は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第84条第3項に定める第1種普通自動車免許（以下「運転免許」という。）を受けた場合等に要する費用の一部を助成することにより、障害者の社会参加を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、障害者とは、次の各号に掲げる者をいう。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者
- (2) 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第15号厚生事務次官通知）に基づく療育手帳の交付を受けている者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

(対象者)

第3条 この事業の対象者は、防府市が援護を実施している障害者であって、運転免許を受けることにより社会参加が見込める者。ただし、過去に運転免許を受けた者であって、自己の責任において当該免許を失効させ、又は当該免許の取消しの行政処分を受けた者でないこと。

(助成の額)

第4条 助成の額は予算の範囲内において、次の各号に定める費用の額とし、それぞれ3万円を限度とする。

- (1) 補習費用等 山口県公安委員会が指定した指定自動車教習所（以下「自動車学校」という。）において、技能教習が延長した場合や検定不合格の場合の補習（延長）料金及び再検定料
- (2) 講習費用 受障に伴い、既に受けている運転免許に、運転することができる自動車の種類の限定やその他自動車を運転することについて必要な条件（以下「限定条件等」という。）を付された場合の自動車学校での講習費用

2 前項の規定にかかわらず、第5条に定める取得助成申請書を市長が受理した日より前に発生した補習費用等や講習費用については助成しない。

また、自己の都合により検査等を欠席し、遅刻し、又は早退した場合の補習費用等や講習費用については助成しない。

(申請手続等)

第5条 助成を受けようとする者は、前条による費用が発生する行為を行う前に、障害者自動車運転免許取得等助成申請書(様式第1号。以下「取得助成申請書」という。)に次に掲げる必要書類を添付し、市長に提出するものとする。

- (1) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳(氏名、障害名、障害等級、交付日が分かる部分)の写し
- (2) 講習費用の助成を受けようとする者は、限定条件を付された自動車運転免許証の写し

(助成の決定等)

第6条 市長は、取得助成申請書を受理したときは、申請内容を審査の上、助成の可否を決定し、遅滞なく、障害者自動車運転免許取得等助成決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 前条の規定により助成決定を受けた者(以下「助成決定者」という。)は、自動車運転免許証を取得した後、又は第4条第2号の講習を終えた後は速やかに障害者自動車運転免許取得等助成実績報告書(様式第3号。以下「取得助成実績報告書」という。)に次に掲げる書類を添付し、市長に提出するものとする。

- (1) 自動車運転免許証の写し
- (2) 教習料金受領証明書(様式第4号)

(助成額の決定)

第8条 市長は、取得助成実績報告書を受理したときは、報告内容を審査の上、助成額を決定し、遅滞なく、障害者自動車運転免許取得等助成額決定通知書(様式第5号。以下「助成額決定通知書」という。)により助成決定者に通知するものとする。

- 2 助成決定者は、運転免許を受けることができなかったときは障害者自動車運転免許取得等助成辞退届(様式第6号)により市長に申し出るものとする。
- 3 助成決定者がその要件を欠くこととなったときは、認定の取り消しの申し出があったものとみなす。この場合において、当該認定の取り消しは助成決定者がその要件を欠くこととなった日になされたものとする。

(助成金の請求等)

第9条 前条の規定により助成額の決定を受けた者は、速やかに障害者自動車運転免許取得等助成請求書(様式第7号)を市長に提出するものとする。

(助成金の支払い)

第10条 市長は、前条の規定に基づき、適正な請求書を受理したときは、30日以内に当該金額を助成決定者に支払うものとする。

(助成決定の取消し)

第11条 市長は、助成決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、当該助成の全部又は一部を取り消すことができる。既に助成金を交付しているときは、その返還を命じるものとする。

(1) 助成の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき

(2) 前各号に掲げるもののほか、虚偽又は不正の行為があると認められるとき

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行前に改正前の防府市自動車運転免許取得助成事業実施要綱第6条の規定により助成の決定を受けた者に係る助成金の請求等、助成金の支払い及び助成決定の取消しについては、従前の例による。

附 則

3 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号

年 月 日

障害者自動車運転免許取得等助成申請書

(宛先) 防府市長

申請者 住所 _____

氏名 _____

電話 (_____) _____

障害者自動車運転免許取得等助成を希望しますので、下記のとおり申請します。

記

| 希望自動車学校 | 自動車学校 |
|-----------------|---|
| 希望入校時期 | 年 月 日 |
| 取得を希望する自動車免許の種類 | ア 新たに自動車運転免許を取得 (ア) 普通免許 (第1種) (イ) A T限定普通免許 (第1種) イ 限定条件を追加されたための講習 |
| 自動車免許を取得する目的 | ア 就職の予定がある イ 現在の職業を続けるために必要 (通勤・仕事上) ウ 通院・買い物など日常生活の利便のため エ その他 () |

(添付書類)

ア 新たに運転免許を取得

- ① 障害者手帳 (氏名、障害名、障害等級、交付日がわかる部分) の写し

イ 限定条件を追加されたための補習

- ① 障害者手帳 (氏名、障害名、障害等級、交付日がわかる部分) の写し
② 限定条件を付加された自動車運転免許証の写し

様式第2号

第 号
年 月 日

様

防府市長 印

障害者自動車運転免許取得等助成決定通知書

年 月 日付けで申請のあった、障害者自動車運転免許取得等の助成については、防府市自動車運転免許取得等助成事業実施要綱第6条第1の規定により下記のとおり（承認・却下）したので通知します。

記

| | |
|--------|--|
| 助成対象費用 | 防府市自動車運転免許取得等助成事業実施要綱第4条第1項の規定による 補習費用等 ・ 講習費用 |
| (却下理由) | |

年 月 日

障害者自動車運転免許取得等助成実績報告書

(宛先) 防府市長

申請者 住所 _____
氏名 _____
電話 (_____) _____

このことについて、防府市自動車運転免許取得等助成事業実施要綱
第7条の規定により下記の書類を添えて報告します。

記

- 1 自動車運転免許証の写し
- 2 教習料金受領証明書

教 習 料 金 受 領 証 明 書
(防府市障害者自動車運転免許取得等助成事業用)

申請者氏名 様

このことについて、下記のとおり証明します。

証明者 住所 _____

氏名 _____ (印)

(法人の場合は、法人名、代表者名)

記

| 卒業検定合格日 (補習修了日) | | 年 月 日 | 領収日 | 年 月 日 | | |
|--------------------|------------------|------------------|-------|-------|-------|----|
| 受領金の内訳 | (免許取得) | 補習 (延長) 料金 | 補習日 | 料金 | 補習日 | 料金 |
| | | | 年 月 日 | 円 | 年 月 日 | 円 |
| | | | 年 月 日 | 円 | 年 月 日 | 円 |
| | | 年 月 日 | 円 | 年 月 日 | 円 | |
| | | 再 検 定 料 | 再検定日 | 料金 | 再検定日 | 料金 |
| | | | 年 月 日 | 円 | 年 月 日 | 円 |
| | 年 月 日 | | 円 | 年 月 日 | 円 | |
| | 計 | | 円 | | | |
| | (限定条件を付された場合の講習) | 講習料 | 講習日 | 料金 | 講習日 | 料金 |
| | | | 年 月 日 | 円 | 年 月 日 | 円 |
| 年 月 日 | | | 円 | 年 月 日 | 円 | |
| 年 月 日 | | | 円 | 年 月 日 | 円 | |
| 計 | | 円 | | | | |

(注) 申請者は、卒業検定後又は講習修了後に自動車学校で証明を受けてください。
補習料等は消費税額及び地方消費税額を含む金額で記入してください。

様式第5号

第 号
年 月 日

様

防府市長 印

障害者自動車運転免許取得等助成額決定通知書

年 月 日で報告のありました障害者自動車運転免許取得等助成実績報告書に基づき、防府市自動車運転免許取得等助成事業実施要綱第8条第1の規定により助成額を下記のとおり決定したので通知します。

記

補助金交付決定額 金 _____ 円

様式第6号

年 月 日

障害者自動車運転免許取得等助成辞退届

(宛先) 防府市長

届出者 住 所
氏 名

年 月 日付けで助成決定通知のありました自動車運転免許
取得等助成につきまして、下記の理由により辞退するので届け出します。

記

辞退理由

様式第7号

年 月 日

障害者自動車運転免許取得等助成請求書

(宛先) 防府市長

住 所

氏 名

連絡先

—

請求金額 _____ 円

防府市障害者自動車運転免許取得等助成事業による経費として、上記のとおり請求します。

| | | | | | | | |
|--------------------|--|--|--|--|--|--|-----------|
| 振 込 先 金 融 機 関 名 | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| 口座番号・種別 | | | | | | | 1：普通 2：当座 |
| 口座名義(カタカナ) | | | | | | | |